

丹波市行政改革プラン策定委員会傍聴要領新旧対照表

現行	改正後
○丹波市行政改革プラン策定委員会傍聴要領	○丹波市行政改革プラン策定委員会傍聴要領
(目的)	(目的)
第1条 丹波市行政改革プラン策定委員会設置 条例第8条の規定に基づき、会議の傍聴に 関して必要な事項を定める。	第1条 丹波市行政改革プラン策定委員会(以下 「委員会」という。)設置条例第8条の規定に基 づき、 <u>委員会の会議</u> (以下「会議」という。)の傍聴に 関して必要な事項を定める。
(傍聴定員)	(傍聴定員)
第2条 委員長は、 <u>丹波市行政改革プラン策定委 員会の会議開催場所の規模等</u> により傍聴者の数 を制限することができる。	第2条 委員長は、 <u>委員会の会議開催場所の規 模等</u> により傍聴者の数を制限することができる。
(傍聴者の決定)	(傍聴者の決定)
第3条 傍聴希望者は、係員が受付簿を設置した 後、 <u>会議の開会予定時刻 10 分前までに、氏名、 住所</u> を受付簿に記入し、委員長の許可を得た上 で傍聴することができる。	第3条 傍聴希望者は、係員が受付簿を設置した 後、 <u>必要事項</u> を受付簿に記入し、委員長の許可 を得た上で傍聴することができる。
2 傍聴希望者が前条に規定する員数を超え るときは、先着順とする。	2 傍聴希望者が前条に規定する員数を超え るときは、先着順とする。
<u>3 傍聴者の交替は、認めない。</u>	<u>3 傍聴者の途中退場は、妨げない。</u>
<u>4 傍聴者の途中退場は、妨げない。</u>	(傍聴することができない者)
(傍聴することができない者)	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍 聴することができない。
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍 聴することができない。	(1)刃物その他危険なものを所持している者
(1)刃物その他危険なものを所持している者	(2)酒気を帯びていると認められる者
(2)酒気を帯びていると認められる者	(3)ビラ、プラカード、旗、のぼり、鉢巻、腕章、た すきの類を携帯している者
(3)ビラ、プラカード、旗、のぼり、鉢巻、腕章、た すきの類を携帯している者	(4)笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
(4)笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者	(5)前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、 又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるも のを携帯又は着用している者
(5)前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、 又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるも のを携帯又は着用している者	(傍聴者の守るべき事項)
(傍聴者の守るべき事項)	第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴 しなければならない。
第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴 しなければならない。	2 会議を公正かつ円滑に運営するために、傍聴 者が傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守
2 会議を公正かつ円滑に運営するために、傍聴 者が傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守	

り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議における言論等に対して、批判を加え、又は拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしない。

(2) 私語、談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしない。

(3) 飲食、喫煙をしない。

(4) 携帯電話等は着信音を出さない。

(5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしない。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議進行の支障となるような行為はしない。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道機関の取材活動について、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

4 傍聴者は、委員長及び係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他委員長が必要と認めた資料を配布する。

2 傍聴者は、前号の規定により配布を受けた資料については、退場の際に係員に返却しなければならない。

(傍聴者の退場)

第7条 委員長は、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることができるものとする。

2 傍聴者は、会議が非公開となった場合は、速やかに退場しなければならない。

3 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させるこ

り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議における言論等に対して、批判を加え、又は拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。

(2) 私語、談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会場において、飲食、喫煙をしないこと。

(4) 会場において、携帯電話等は着信音を出さないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議進行の支障となるような行為はしないこと。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道機関の取材活動について、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

4 傍聴者は、委員長及び係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他委員長が必要と認めた資料を配布する。

2 傍聴者は、前号の規定により配布を受けた資料については、退場の際に係員に返却しなければならない。

(傍聴者の退場)

第7条 委員長は、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることができるものとする。

2 傍聴者は、会議が非公開となった場合は、速やかに退場しなければならない。

3 委員長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、この要領の定めに従うことを命じ、なおその命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させるこ

とができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 丹波市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

2 報道関係者については、第6条第2項の規定は適用しない。ただし、配布資料等の取り扱いについては、委員長の指示に従うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

(付則)

この規定は、第2回丹波市行政改革プラン策定委員会の開催日から施行する。

とができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 丹波市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

2 報道関係者については、第6条第2項の規定は適用しない。ただし、配布資料等の取り扱いについては、委員長の指示に従うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要領は、平成 27 年度第2回丹波市行政改革プラン策定委員会の開催日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年5月 29 日から施行する。